

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○義家委員長 次に、階猛君。

○階委員 立憲民主党の階猛です。

稲富委員に引き続きまして、法務・検察の情報管理体制と国会からの調査説明要求への対応について大臣に伺いたいと思いますが、今日は人事院総裁にも来ていただいております。人事院総裁に最初に確認しておきたいと思っております。

略式命令請求を検察官が行う場合、先ほど来出ていますとおり、特捜部で決裁をして、それを本人に伝えて同意を得るということが必要でありません。このような手続が行われたことを公表前に部外者に漏らした場合は国公法百条の秘密保持義務に違反するというところで、先ほど来ありましたとおり、秘密漏えい罪ということで一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金が科されるということは、確認したとおりです。

もう一つ、刑事罰ではなくて人事処分の関係でも確認したいんですが、こういう秘密漏えいがあった場合、国家公務員法八十二条一項一号違反で

懲戒処分の対象となるというふうには理解しておりますが、それで間違いはないかどうか、確認させていただきます。

○一宮政府特別補佐人 職員の職務規律違反のおそれがあるときには、それ自体が認められれば違反になるということ、懲戒処分の対象になるということになると思います。（階委員「職務規律違反じゃないですよ。国公法違反ですよ、今言っているのは」と呼ぶ）職務、服務規律違反ということが国公法違反ということになると思うので、そこに該当するということになると思います。

○階委員 だから、国公法違反の場合は懲戒処分の対象になるということですよ。よろしいですよ。うなずいていらつしやいますので、そうだと回答えだと理解します。

そこで、大臣に伺いますけれども、今回、資料一を見ていただきたいんですが、稲富委員が三月十七日に質問した段階で二ページの報道がもう既に出ていたわけですから、この中で、東京地検特捜部が略式起訴の方針を固めたということ、黒川氏がこれに同意したということが報じられているわけですね。実際に略式命令請求が行われたのは三月十八日です。すなわち、公表前にこうした重要な事実がマスコミに伝わっている、何らかの形で伝わっているわけです。

先ほど答弁がありましたとおり、仮にこの情報が漏れたとすれば、特捜部の関係者か黒川氏本人の関係者しかあり得ないわけです。懲戒処分を行わなくてはいけないかどうか、これを判断する前提として、黒川氏はもう辞めた人なので調査の対

象にはならないにしても、法務・検察の組織の中で内部調査をすべきではないかというふうに思うんですね。

この内部調査ということは、過去、まさに黒川氏のマージャン事件でもやっているわけですから、やろうと思えばやれないわけではないということ、なぜ、この情報漏えいが懲戒処分事由であるにもかかわらず内部調査を行わないのか、これをお答えください。

○上川国務大臣 これまで一連の御質問をいただいてまいりましたけれども、特定の報道の経緯や根拠につきまして調査等を行うことにつきましては、様々な問題がございます。一般的には相当ではないものと考えております。

報道機関の取材の自由また取材源秘匿の自由等に対する影響があり得ること、また、真相を解明し、法と証拠に基づきまして適正な科刑の実現等を図るという検察当局の活動そのものを制約することになりかねないということ、また、事件関係者等の行動の自由、また防護の活動に影響を及ぼしかねないこと、こうした問題がございます。一般には相当でないものというふうに考えております。

御指摘の報道につきまして、今、経緯、時系列で表をお出しいただいておりますが、十三日のこの黒川元検事長関連の報道に関してでございますが、漏えいがあったことを疑わせる確たる証拠が存せず、事件関係者への取材により記事にできる内容でもあるということでございます。法務省が検察当局に対しまして調査を指示、命令したり

法務省自らが調査を行うということについては抑制的であるというふうに考えております。

いずれにいたしましても、個別の案件に関しましては、調査の実施の必要性の有無も含めまして、検察当局におきまして適切に判断するものと考えておりまして、法務省として調査をするという考えはございません。

○階委員 じゃ、賭けマージャンのときはなぜ調査をしたんですか。教えてください。

○上川国務大臣 いかにも御指摘の調査が行われたかということにつきましては、この報道内容自体が現職の幹部の犯罪行為を具体的に記事するものであったことに加えまして、黒川元検事長自らが取材を受けた事実を報告し、賭けマージャンを行っていた事実関係をおおむね認めたことから、処分対象事実の存在が明白となったという事実経過の下で、人事上の処分等を行う目的で調査を行ったものでございます。調査の必要性が十分に認められる事案であった旨の報告を受けているところでございます。

いずれにいたしましても、個別の案件に関しましては、調査の必要性の有無も含めまして、検察当局におきまして適切に判断するものと考えておりまして、法務省として調査を行う考えはございません。

○階委員 今までの答弁、文書にしますと、大体私の資料の四ページ目に書かれてあることが、大臣がお話しになったことのほぼ同じ内容だと思っております。

確たる証拠がなければ調査しなくていいのかと

いうことなんだろうと思うんですね。確たる証拠があるかなんかと思うんですが、法務・検察の情報管理体制、本場にちゃんとなっているのかどうかという観点から調査をすべき場合はあるのではないかと。

かつ、確たる証拠が必要だという立場に立ちますと、通常、情報漏えいがあった場合、報道機関の側から、どこから情報を入手したとかどういうルートで情報を得たかということとは、まさに報道の自由で、報じるわけがないわけですし、確たる証拠なんというのは絶対あり得ないと思えますよ。

確たる証拠があるかなんかと思うんですが、懲戒事由であり、かつ刑罰にも問われる情報漏えいが疑われている、そういう可能性があるとこのように大臣が判断すれば、ここは積極的に内部調査をすべきだと思えますよ。

何か、法務省の官僚が書いてきた文書をそのまま読み上げるんじゃないかと、法務大臣はガバナンスするわけでしょう。ガバナンスPTをつくってガバナンスしようとしているわけだから、言いなりにならないでガバナンスしてくださいよ。

まさに、この黒川氏の賭けマージャン以来、法務・検察とマスコミとの癒着が疑われているような中に、こういう事件が、事件というか、こういう報道があったわけですよ。通常だったら、情報管理体制は大丈夫かということ、大臣自ら率先して内部調査をやれと言わなければ、我々に言われなくても、なぜそんなことをやらないんですか。

紙ばかり読み上げないで、自分の考えでお話し

してくださいよ。納得いきません。大臣、お願いします。

○上川国務大臣 私は、法務大臣として、検察当局に対し、今委員の方が御指摘いただいたような、そうした指示等を行うことにつきましては抑制的であるべきというふうに考えております。

そもそも、検察は、公共の福祉の維持そして個人の基本的人權の保障とを全うしつつ、事案の真相を明らかにして、刑罰権、これを適正に行使するという重要な役割と権限を有しております。このような検察の性格から、法務大臣との関係におきましても、検察の公正中立の確保が要請されているものと理解をしております。

検察におきまして、様々な批判、指摘に対して、自らその行動を省み、思考して、自律的に行動すべきことが求められているのでありまして、私から、御指摘のような指示等を行うことについては抑制的であるべきではないかというふうに思っております。

ガバナンスもいろいろな考え方があろうかと思いますが、私としては、今こうした立場に立った上で、様々なことを考えた上で今のような判断をしたところでございます。

○階委員 大臣おっしゃるとおり、検察は刑罰権を行使するという重要な役割とか権限を持っているわけですよ。そういう組織だからこそ、自らを律して、違法行為など決して起こしてはならない。それが、昨年損なわれているわけですよ。だから、我々は問題にしているわけです。

黒川氏がそれを損なった。それを回復しようと

思って、法務・検察行政刷新会議をつくり、今ガバナンスPTをやっているわけでしょう。仏作って魂入れずですよ、このままじゃ。ちゃんとやっってくださいよ、内部調査。当たり前でしょう、去年あれだけのことを、問題を起しておいて。

もしこれをやらなければ、これからも情報漏えい、検察は何やってもおとがめなしということになりますよ。懲戒処分もされない、刑事罰も行使されない、検察官だけは法を破ってもおとがめなし、そんなので信頼回復なんかできるわけじゃないですか。何を言っているんですか。法務大臣として資質を欠きますよ。

法の支配を貫徹するのがあなたの仕事でしょう。ガバナンスをしっかりするんだったら、内部調査をやってください。

もう一回お尋ねします。これは大臣の資質を問いますからね。内部調査をやらないんですか。

○上川国務大臣 検察が国民の信頼を失墜させるという事態が生じたことについては、極めて重く受け止めている状況でございます。

私も、九月に法務大臣に任命をされまして、この法務行政、司法の分野におきましての国民の皆さんからの信頼を得るために、日々それぞれの組織の中で、検察の理念も含めまして、どのようにしっかりとやっていくのかということについては、これに全く考えが及ばない中でやっていると、そういう御指摘もございましたけれども、そういうことではなく、極めて緊張感を持って取り組んでいるところでございます。

信頼を回復するということにつきましては、検

察の精神及び基本姿勢、これを示すものとして策定いたしました基本規程であります検察の理念におきましては、「関係者の名誉を不当に害し、あるいは、捜査・公判の遂行に支障を及ぼすことのないよう、証拠・情報を適正に管理するとともに、秘密を厳格に保持する。」と明確に規定をしているところでございます。

私は、この検察の理念ということについては、かつての様々な問題があったことを受けて、総力を挙げて検察の理念を作り上げてきたところでありまして、そこに掲げられているこの基本的な考え方、これについては極めて重要なものというふうに思っております。

検察当局におきましても、今般の当委員会様々な御指摘があり、そして、一年もたっているところでもございますが、引き続きこうした御指摘を得ているということについては、これは真摯に受け止めるべき事柄であるというふうに思っております。まして、常にこの検察の理念、これに立ち返りまして、捜査上の秘密の保持に格別の配慮を払っていき、このことについては、組織としての矜持を持って取り組むべき事柄というふうに考えております。

○階委員 具体策が全くないわけですよ。自ら内部調査はしないということですね、そうすると。結論はそうなんです。結論だけ、自ら内部調査はしないと。

では、そういう前提でお聞きしますけれども、国会が国政調査権の行使として、今回情報漏えいがあったのかどうか調べますと言ったら、それに

は協力しますか。お答えください。

○上川国務大臣 もとより国会の国政調査権は大変重いものというふうに思っております。これについては最大限の尊重を要するものというふうに考えております。

国政調査権の行使あるいはこれを背景とした国会の委員会におけるお求めにつきましては、法務省として法令の許す範囲でできる限り協力すべきものと考えております。このような考えのもとで、これからも真摯に対応してまいりたいというふうに考えております。

○階委員 それでは、国政調査権によって、今回の件で情報漏えいがあったのかどうか、この点について理事会で協議していただきたいと思っております。

○義家委員長 ただいまの件につきましては、理事会にて協議いたします。

○階委員 その上で、国政調査権を尊重するという今のお言葉がありました。

私たちが国会で質問するのも、国政調査権の行使の一環として、あるいは行政監視の一環として行っているわけで、憲法上の権能に基づいて行っているわけですね。

それに対して、一ページ目の稲富委員の質問に対する大臣の答え、現在捜査中の個別事件に関する事柄であり、お答えは差し控える。こういう答弁が、稲富委員に限らず、私もそうですけれども、様々な委員に対して連発されているわけですね。

今日は、法制局長官にもお越しいただきました。こういう答弁が連発されていることがあるわけですから、他方で三ページ目、これは内閣法

制局で出している憲法関係答弁例集というものから抜粋したものです。国政調査権と検察権ということで書かれてありますけれども、まず、検察権の行使は、行政権の作用であるから、一般論としては当然国政調査の対象となり得るということを書いた上で、最後の方で、検察権の行使についての国政調査に当たっては、検察権の独立を損ない、ひいては司法権の独立を害するようなことがないよう慎重な配慮が必要であるというふうにあります。

検察権の行使についての国政調査に当たって、検察権の独立を損なわないようなやり方かどうか、これはどういう基準で判断するのか、また、誰がそれを判断するのか、お答えください。

○近藤政府特別補佐人 お答え申し上げます。ただいまの御質問でございますが、国政調査による調査を求められた各省庁において基本的にはそこは判断をしていくということかと存じております。

○階委員 じゃ、検察権の独立を損なうかどうかというのは、検察権は法務省に関わるところだから、法務省が自由裁量、自由に判断していいということになるわけですか。お答えください。

○近藤政府特別補佐人 先ほども法務大臣からお答えございましたように、国政調査権の行使については、政府としては、できる限りこれに対応していくという基本的な考え方の下でのぎりぎりの判断だと思いますけれども、基本的には、それぞれ国政調査の対象になった省庁において、自由裁量というものはあれですけれども、きちっと、国政

調査によって得られる利益とそれに応えることよって害される利益というところの比較考量によつて、それに直接お答えするか、ある程度答えられないものとしてお答えするのか、そこは各省庁において真剣に検討した上でお答えするということだと思います。

○階委員 法制局長官、それで本当に憲法に合致していると言えるんですかね。

議院内閣制の下で、内閣は、行政権の行使について、連帯して国会に責任を負うわけでしょう。なのに、国会が調査しろといったことに対して、調査に応じるかどうかは役所の方で判断しますと言ってしまったら、骨抜きになっちゃうじゃないですか。そんな答弁でいいんですか。公式見解ということでもいいですか。政府統一見解でいいですか。

○近藤政府特別補佐人 お答えいたします。

従来から、国会の国政調査権と、特に今お話があった検察権の関係については、長くいろいろ議論がされました。それで、政府としても、これまでもいろいろなお答えをしておりますけれども、国会の国政調査権と検察権との関係に関する質問主意書というのが何度かございますけれども、その中で、政府全体としてこう答えております。

先ほど、階先生の資料の三にありますような観点から、捜査の内容等の秘密であつて現在及び将来の検察運営に重大な支障を来すおそれのある事項については、国の重大な利益に悪影響を及ぼすおそれがあるものとして、これを明らかにしないこともやむを得ないところと考えるというのが政

府の公式の見解でございます。

○階委員 では、もうちょっと具体的な形でお聞きしますけれども、一般論としてお尋ねですが、検察の情報管理体制を監視するために情報漏えいの有無を調査する。既に報道がなされている、かつ事件の処理も終わっている、捜査には影響がないと思っております。そういうことを調査するというのは検察権の独立を損なうのかどうか、お答えいただけますか。

○近藤政府特別補佐人 お答えいたします。

今一般論でおっしゃいましたけれども、基本的には個別の問題に入った話でございますので、先ほど申し上げたように、一般論とする検察と国政調査との関係については先ほどお答えしたとおりでございます。今の話は個々の具体的な案件についての関係省庁の具体的な御判断の問題だと思いますので、ちよつとそれについてのお答えは差し控えさせていただきます。

○階委員 では、関係省庁責任者である法務大臣に聞きますけれども、検察の情報管理体制を監視するという目的で国会が情報漏えいの有無を調査することは検察権の独立を損なうというふうに考えるか否か、大臣の見解をお願いします。

○義家委員長 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○義家委員長 速記を起こしてください。

上川法務大臣。

○上川国務大臣 国会の国政調査権、あるいは、これを背景とした国会における御質問につきましては、最大限の尊重を要するものと考えておりま

す。

しかしながら、捜査内容そのものを明らかにすることは、単に具体的事件の捜査、公判への支障になるといっただけでなく、関係者の名誉、プライバシーの保護の観点から問題があるのみならず、罪証隠滅活動を招いたり、関係者の協力を得るなどが困難になるなど、今後の捜査、公判に重大な支障が生じるおそれがあるということでございます。裁判所に予断を与えるなど、司法権の独立に影響を与えるおそれもございます。

国会において具体的事件の内容に関する御質問、これもお答えいたしかねる場合もあるということについては御理解いただきたいというふうに思います。

国政調査権の行使、あるいは、これを背景とした国会における御質問に対しまして、法務省としては、法令の許す範囲内ででき得る限り協力すべきものと考えておりまして、このような考えの下におきまして、真摯に答弁してまいりたいというふうに考えております。

○階委員 もう捜査は終わっていますからね。捜査への影響はないと思うんです。

それで、かつ、刑事確定訴訟記録法という法律がありますよね。確定したものについては刑事の訴訟記録を公開できる。今回、もう、報道によりますと黒川氏は罰金を納めているということなので、確定しているんだと思っています。確定しているようであれば、私も国会に対しても、確定した刑事記録について公開してもらえませんか。大臣、お願いします。

○上川国務大臣 ただいま委員から、確定した刑事事件の訴訟記録につきまして御質問がございました。

一般論として申し上げますが、確定した刑事事件の訴訟記録につきましては、その確定記録を保管する検察官が、刑事確定訴訟記録法に基づく閲覧申請に対しまして、同法に規定される要件を満たしていると判断した場合に閲覧が許可されるところでございます。

また、謄写につきましては、その確定記録を保管する検察官の裁量により認められる場合もあるものと承知をしております。

法務省は訴訟記録を保管しておりません。法務省から訴訟記録の写しを提供することなどにつきましては、私も困難であるということにつきましては御理解をいただきたいというふうに思います。

○階委員 いや、だから、国会で、なぜ処分が変わったのか、先ほど稲富委員からも質問があったとおりですよ。そういったことを確認する上でも、確定した記録というのは公開してもらおう必要があるわけですよ。

一々、私も国会議員も、国会で質問権を行使するだけではなくて、刑事確定訴訟記録法ですか、これに基づいて手続をしないと情報が得られないわけですか。そういう姿勢だから、国政調査権に全く応じる姿勢がないんじゃないか。

これは確定したものですから、捜査にも何も影響はないでしょう。これは、法務と検察、人事処分だっけ一体となってやってきたわけだから、そんな記録なんかは出せるはずじゃないですか。我々、国政調査権の一環として、質問権を行使し、そして今の記録を求めていきますので、出していたらどうか手配していただけないですか。

○上川国務大臣 確定した刑事事件の訴訟記録につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。極めてルールが定められているところでございます。

法務省におきましては訴訟記録を保管しておりませんが、法務省から訴訟記録の写し、これを提供することは困難であるということは御理解いただきたいと思っております。

御指摘の件でございますが、保管検察官の判断これに関わることでございまして、お答えは差し控えさせていただきますというふうに思います。この保管検察官におきまして適切に刑事確定訴訟記録法に基づきまして判断をするものというふうに承知しております。

○階委員 刑事確定訴訟記録法に基づく手続をやるかどうかについては、今日の大臣の答弁を後で精査した上で、しかるべき対応を取りたいと思っておりますが、最後にもう一度だけ確認します。

国政調査権の行使には応じられるということでしょうか。伺いましたけれども、ゆめゆめ検察権の独立がどうとかいろいろ理由をつけて調査を拒むということはないということをお願いしたいと思うんですが、調査には誠実に応じるということでしょうか。

○上川国務大臣 国政調査権の行使、あるいは、これを背景とした国会として委員会におきまして、お求めについては、法務省としては、法令の許す

範囲内で、できる限り協力すべきものというふう
に考えております。

先ほど来答弁をさせていただいておりますが、
御指摘のような特定の報道の報道内容、また根拠
について調査等を行うことにつきましては、様々
な問題がございます。一般的には相当でないも
のというふうにご考えております。

先ほど法務大臣としてガバナンス云々の話の質
問もございましたけれども、私自身は、さきに申
し上げたとおり、検察の自律性ということについ
て、これを最大限、しっかりと自らが律してい
くという検察の理念に基づいて判断すべきものとい
うふうにご考えておりました。個別の案件に関しま
して、調査の必要性の有無も含めまして、これは
検察当局において適切に判断するものというふう
に考えております。

○階委員 だからガバナンス能力がないと言われ
るんですよ。今は平時じゃないんですよ。検察が
信頼を失墜し、それを取り戻す過程で疑惑が生じ
ているわけだから、積極的に調査に応じるべきで
しょう。誰のために仕事をしているんですか、組
織のためですか、国民のためですか。国会が信任
して、内閣の一員なわけでしょう。しっかりと、国
会に対して責任を果たしてくださいよ。法務・検
察組織のためにやっているんじゃないでしょう。
そこをちよっと考えを改めてもらわないと、とて
もじゃないけれども、大臣の下で、これから重要
な入管法の審議なんかできませんよ。ちよっと考
えを改めてください。国会に対してもっと誠実に
対応してもらえませんか。

見なくていいですよ、私は心構えを聞いている
んだから。そんな紙を見て答えることじゃないで
しょう。

○上川国務大臣 法務行政につきましては、国民
生活の安全、安心を実現する使命としておりまし
て、国民の皆様からの信頼なくしては成り立たな
いものというふうにご考えております。

私は昨年の九月十七日に任命をされましたけれ
ども、その当時、その前の様々な事態を非常に憂
慮しておりました。そして、一層国民の皆様から
信頼されるためにはどうすればいいのかというこ
とを絶えず自問しながら、法務省全職員の先頭に
立つて法務行政に取り組む必要があると考え、行
動してきたところでございます。

昨年でありましたが、大臣就任の直後でございま
して、全国の検察庁の長官に向けまして、検察が
国民の信頼という基盤に支えられ続けることがで
きるよう、引き続き、一つ一つの事件に対しまし
て、しっかりと使命感を持って職務に取り組んで
いただきたいとお伝えをいたしました。この点に
ついては、これを大臣から改めて申し上げるとい
うことそのものが極めて重いものというふうにご
考えておりましたけれども、そうしたことについて
就任直後、これは九月でございましたけれども、
発信したところでございます。また、職員が一た
び非違行為に及べば、職場環境そのものが害され
るだけではなくて、国民の信頼も損なわれること
になるということで、いま一度襟を正して、自身
が範を示してほしいということも申し上げたとこ
ろでございます。

全国の検察庁の長官に伝えたとところでございま
すが、一つ一つの事件にしっかりと取り組んでい
き、その職責を果たしていく、それが検察が国民
から信頼を得ていくことにつながるものというふ
うにご考えております。

様々な御指摘をいただいて、そこからの気づき
、また学び、こうしたことのお機会を与えるというこ
とは非常に大事であるということで、検察刷新会
議におきましても、研修の重要性ということにつ
いては、理念の中に書かれている文言をしっかりと
と体得しながら、そして繰り返し、繰り返し、繰
り返し、原点に立つて、そして自律的に行動を変
えていく、踏まえていくということが重要である
というふうにご思っております。それ自身が組織
全体の適正性、また国民からの信頼に應えるもの
というふうにご考えております。

もとより国会におきましての質問に対しまして
は、私自身、真摯に向き合って答弁をしまいた
るところでございまして、この姿勢については、
これからもそのような姿勢で、更に努力をしてま
いりたいというふうにご考えております。

○階委員 いや全く、長いだけで、心に響かない
。また、官僚の紙を読んでいるということは、ガバ
ナンスする側がガバナンスされているんじゃない
かという思いを強くしました。極めて残念です。
さて、その上でですけども、検察の信頼を失
墜したもう一つの要因の検察庁法改正案、余人を
もって代え難いと言っていた黒川氏がああいう不
祥事を起こして、検察組織というのはよっぽど人
材がないんだということを国民に知らしめた

わけですけれども、今回、検察庁法改正案が改めて国公法の改正案と一緒に出されるわけですけれども、この検察庁法改正案、どのように起案というか、起草されたのかということについてお尋ねしたいと思います。

人事院総裁、昨年この場にお越しいただいて、法案を作成する過程で解釈変更がされたわけですよ、検察官の勤務延長について。解釈変更がされたんですけども、今回は、この解釈変更、法案の中身を見ますと、勤務延長規定の適用はやはりなくなつたわけですね。去年は勤務延長規定の適用があるという法案の内容だったし、その前提で解釈も変更されていた。今回は、勤務延長規定の適用がなくなつたということは、自然に考えれば解釈変更も必要がないということで、人事院の方に、やはりあの解釈変更はなかったことにしてくださいということと相談があったのかなと思うんですけれども、どうだったんでしょうか。お答えください。

○一宮政府特別補佐人 法務省からは、検察庁法改正案の方針について、今回、相談や協議は受けておりませんが、御説明はありました。

○階委員 どのような説明ですか。お答えください。

○一宮政府特別補佐人 本年三月八日に法務省刑事局長が当方の給与局長のところに来訪され、検察庁法改正案の方針について御説明がありました。

○階委員 説明があったというときの、刑事局長が持ってきたペーパーが、五ページ目、六ページ目ですね。極めて簡単なものですね。

五ページ目が表紙でありまして、六ページ目が中身ですけれども、「検察庁法改正案の方針について」と、「前回の通常国会に提出した法案」、①、定年引上げ及び役降り制度の説明があつて、②については勤務延長及び役降り特例の説明があるという中で、二つ目の丸、「今後提出予定の法案の内容」としては、①のみ、すなわち定年引上げ及び役降りのみとするということで、検察官は勤務延長や役降り特例はできなくなるということを一方的に説明して帰られたということでしょうか。

かつ、それを人事院としては何も不思議には思わなかつたということでしょうか。

○一宮政府特別補佐人 検察官の勤務延長等について、検察庁法でどのような特例を設けるかについては、法務省において適切に整理されるべきものと考えておりますので、特段意見は申し上げておりません。

○階委員 不思議ですよ、昨年はあれほど大騒ぎをして、解釈変更、あつたのになかつたのか、あつたということで、文書に日付のないものまで出されて、人事院はちゃんと協議したんだと言つておられたのに、今回、そうした大ごとになつた解釈変更を有名無実化するような法案が出されるわけですよ。それに対して何の意見も言わなかつたというの不思議な話なんです。

そもそも、大臣に伺います、法案を提出した責任者として大臣に伺いますけれども、今回の法案なんです、なぜ、もつと単純に考えて、去年出した法案というのは、元々の案というのは、一昨

年の十月に、勤務延長とかがない、勤務延長規定の適用がないという前提で、つまり昔の解釈で法案を作っていたわけですね。そのときの法案を今回出せばよかつた話じゃないですか。なぜ、解釈変更は維持したまま、解釈変更はあるけれども適用はないというような複雑なたてつけにしているのか、そこがよく分からないので、理由を説明してください。

○上川国務大臣 昨年の通常国会におきまして提出いたしました国家公務員法等の一部を改正する法律案でございますが、このうち、検察庁法改正部分につきましては、国会のみならず、国会外におきましても様々な批判がなされまして、そして、立法府の判断で廃案に至つたものでございます。

当時、法律案に対する批判に加えまして、元検事長による非違行為によりまして、法務行政及び検察の活動そのものが国民からの信頼を損なう事態となつたところでもございます。

先ほど来申し上げているとおり、法務行政及び検察の活動であります、国民生活の安全、安心の実現を使命としておりまして、国民の皆様からの信頼なくしては成り立たないことでございます。そうしたこと、こういう経緯も踏まえまして、法務省といたしましても、法案に対する国民の理解が十分に得られなくなつたことを重く受け止めて、同じ内容の法案をそのまま提出しても国民の理解を得ることが難しいと考えたところでございます。

法務省といたしましては、このように国民の理解が得られなかつた内容のまま法案を再び提出す

るということは国民の信頼という基盤によって立つことにも照らしますと避けるべきと考えまして、国家公務員法上の勤務延長の規定は、法文上、検察官に適用しないという規定を置きまして、検察官の役降りの特例も置かないこととするなどの内容を変更したものでございます。

○**階委員** いや、法案の今回の内容を聞いているわけじゃなくて、解釈変更は維持されているという前提の法案になっているという問題を認めているわけですよ。解釈変更は維持されているということですのでいいんですね。まず、前提として確認させていただきます。

○**上川国務大臣** 先回の手続の中で、解釈変更について行った、これは維持している上でということでございます。

○**階委員** 維持する必要性はどこにあるんですか。黒川氏以外、解釈変更されたものが適用された事例はなかったと聞いていますよ。余人をもって代え難いじゃなくて、余人をもつて適用し難い、そんな解釈変更をなぜ維持する必要があるんですか。維持する必要性をお答えください。

○**上川国務大臣** 今御指摘いただきました解釈変更についてでございますが、これは、一般の国家公務員に勤務延長制度が導入されました昭和五十六年当時と比べまして検察官を取り巻く情勢が大きく変化したことを踏まえまして、検察官につきましても定年後も引き続きその職務を担当させることが公務遂行上必要な場合があると考えられたことから、関係省庁と協議をするなど適正なプロセスを経て行われたものと承知しております。

それ自体が誤っていたというものではなく、撤回する必要はないものと考えております。

○**階委員** いや、そしたら、じゃ、今度は法案の方がおかしいということになるでしょう。必要があるから解釈変更は維持すると言っただったら、今回の法案は、必要があるのに適用しないということにしたということですか。必要があるのに解釈変更は適用しない、そういう理解でよろしいですか。

○**上川国務大臣** 適用除外規定を置くこととしたところでございますが、御指摘のとおりでございますが、もつとも、法務省におきましては、昨年の通常国会に提出した法案につきまして、先ほど来申し上げたとおり、国民の皆様の理解が十分に得られなかった、また国会外でも様々な指摘があったことについて重く受け止めて、今回の法案では、法文上、国家公務員法上の勤務延長の規定は検察官に適用しないという規定を置きまして、検察官について勤務延長をすることができないということとしたところでございます。

○**階委員** 何を言っているかよく分からないんですけど、解釈変更をなぜ維持する必要があるのかと言ったら、様々な情勢変化があつて維持しなくちゃいけないということを言っているんだけれども、じゃ、なぜ法案についてはそれを適用しないということにしたのかと言うと、検察官に対する批判があつたからということをおっしゃるわけですね。

どうなんですか。本当のところは必要があるということをおっしゃって、でも、しようがない

いから、いろいろ批判が出たからしようがないのでやむなく外した、そういう考えなんですか。

大臣、自分の言葉で答えてください。ちゃんと理解していたら、こういうことに対して自分の言葉で答えられるはずですよ。

○**上川国務大臣** 御指摘の解釈変更につきましては、先ほど述べたとおりでございますが、必要がありということ、適正なプロセスを経て行われたものと承知しております。

法務省といたしましては、先ほど来申し上げて、繰り返しになるところでございますが、昨年の通常国会に提出した法案につきまして、国民の皆様からの理解が十分に得られなかったことを大変重く受け止めて、同じ内容の法案を再び提出することは避けるべきと考えたところでございます。検察官に勤務延長の規定を適用しないという政策判断を行ったところでございます。

国家公務員法上の勤務延長を検察官に適用しないという規定を置くことといたしましたのは、御指摘の解釈変更を前提としつつも、今後は検察官に勤務延長の規定を適用しないということを明文で定めたものでございまして、従前の解釈変更を改める解釈変更を行ったものではございません。○**階委員** 必要があるけれども、今回、批判があるので法文では適用しないということにしましたということだと、新たな疑問が生じるわけですよ。

というのは、前回、解釈変更を何のためにやったんだと聞いたときに、法案を作成する過程で検討しましたと言っていたわけですよ。つまり、法

案とリンクしていたわけですよ、解釈変更って。でも、今の話だと、法案と解釈変更は切り離されましたよね。あのときの説明と全く真逆のことを言っているじゃないですか。おかしいでしょう。必要があるんだっただけでなくちゃいけないだろうし、逆に、法案に入れないんだっただけでなくちゃいけないんだから、あるいは、適用しても結局意味がなかったということもはっきりしているわけだから、この解釈変更自体をなかったことにすればいいじゃないですか。その方が単純明快ですよ。何を訳の分からない説明をしているんですか。それこそ、大臣のリーダーシップで、もっと、普通の、常識に沿ったことをやってください。解釈変更をなかったことにしてくれませんか。お答えください。

○上川国務大臣 繰り返しになりますところでありませんが、法務省としては、昨年の通常国会に提出した法案につきまして、国民の理解が十分に得られなかったことを大変重く受け止めたところでございます。検察官に勤務延長の規定を適用しないという政策判断を行ったところでございます。この政策判断の可否につきましては、御質問ございましたけれども、委員のようなことの判断もあろうかと思いますが、その時々、その当時の

様々な状況を踏まえて決せられるものでございまして、それぞれの判断時におきましての状況に照らしてみますと、そのいずれもが正当と言える場合もあるというふうに考えております。先ほど、真逆のという御指摘もございましたけれども、これは政策判断の可否に関わる事柄というふうに理解をしております。

○階委員 あらゆることについて方向性が見えない、今の法務省だと思っております。大変お忙しいところお呼び立てしましたけれども、法制局長官、人事院総裁、お戻りいただいで結構ですので、委員長、お取り計らいをお願いします。

○義家委員長 御退席いただいて結構でございます。

○階委員 次に、変異株の方が、最近急速な勢いで感染者を増やしております。

変異株の水際対策、昨年末以来、法務省としてもかなり神経を使ってやってきたはずなんです、なぜこの変異株の水際対策が機能せず、感染が広まっているのかということについて、大臣の分析というか評価というか、お答えいただけますか。

○上川国務大臣 新型コロナウイルス、また新型コロナウイルスの変異株、こういう形で、昨年来、大変大きな国民的な負担も高まっている状況でございます。政府はこれまでも、国内外の感染状況を、これを見極めつつ、必要な水際措置を着実に講じてきたところでございます。

昨年末の変異株、これの発生を受けまして、令和二年十二月二十三日及び二十五日に、変異株の

流行国でございましたイギリスと、そして南アフリカ共和国からの入国者に対しまして、水際対策の強化を決定いたしました。これによりまして、法務省としては、全ての国、地域からの新規入国を認める措置の利用者につきまして、英国及び南ア共和国に十四日間以内に滞在歴のある者につきましては入国を認めないということとしたところでございます。

また、十二月二十六日には、予防的措置ということでございますが、全ての国、地域からの新規入国を認める措置を、滞在国にかかわらず一時停止をし、この措置によりまして、全ての外国人の入国を認めないということとしたところでございます。

さらに、一月十三日には、英国からの帰国者によるクラスターで変異株が確認された事例、またブラジルからの帰国者で新たな変異株が確認された事例等を受けまして、ビジネストラックとレジデンストラックにつきまして、緊急事態宣言が発令されている間でありまして、一時停止をいたしました。これらの措置により、全ての外国人の入国を認めないということとしたところでございます。

また、三月十八日、一連の一時停止でございまして、緊急事態解除宣言後も、当分の間、継続することとしております。

水際対策につきましては、こうした一連の予防的措置を受けて対策を講じてきていますところでございますので、引き続き、国内外の感染状況等を見極めながら、関係省庁と連絡をしながら、必

要な水際対策の在り方について不断の検討を続けてまいりたいというふうに思っております。

○階委員 全く質問に答えていないわけですよ。なぜ水際対策が機能せず変異株が広がっているのかということを探っているわけで、何をやってきたかというのは全然聞いていませんから。

それで、厚労省にも来ていただいていますけれども、私は、結局、入国する段階では検査をちゃんとしますよね。で、陰性だということになって入国するわけですけども、陰性も、偽陰性の場合もあれば、検査結果は陰性だけれども、その後発症して感染を広めるという場合もあると思っております。だから、入国した後、どういうふうに対応するかというのが大事だと思っていて、七ペーじ目に、検疫での対応についてということ、済みません、これは厚労省かな、作成してもらったのは。ですね。厚労省の作成資料だということ、訂正しておきます。この入国後のところを見ていただくと、変異株流行国では、入国後三日目の検査陰性で宿泊施設を退所して、その後十四日間自宅等で待機。それから、変異株流行国以外の国では、十四日間自宅等で待機。

この十四日間の待機というところが遵守されていけば、これほど変異株が広がっていなかったんじゃないかと思っております。この辺り、十四日間の自宅待機をどうやって担保していたのか、その取組がどうだったのかということ、私は非常に問題があったんじゃないかと思うんですが、この辺りについて御説明いただけますか。

○浅沼政府参考人 お答えいたします。

議員御指摘のとおり、検疫では、これまで空港検査で二百名の変異株陽性者を発見するなど、国内への新型コロナウイルスの変異株の流入防止に一定の役割を果たしていると考えておりますが、新型コロナウイルス感染症の潜伏期間が一から十四日間程度であるということを踏まえ、検疫での検査結果が陰性であっても、その後陽性になる可能性がございます。そのような場合であっても、感染拡大を防止することが重要であるというふうに考えております。

このため、検疫での検査結果が陰性の方であっても、入国後十四日間の自宅等での待機と公共交通機関の不利用を求めるとともに、健康フォローアップを実施し、健康状態に異常があった場合には速やかに必要な対応を講じることとしておりますが、各地域の感染拡大への対応など多忙を極める保健所に代わりまして、国が民間委託により設置するセンターがフォローアップを実施すること、入国者の健康状態をより確実に把握し、異状が確認された場合には、保健所と連携いたしました、速やかに必要な対応を取ることができる体制の整備を図ったところでございます。

このセンターが行う入国者のフォローアップにつきましては、順次強化を進めまして、例えばアプリケーションを活用した位置情報の確認やビデオ通話による状況確認、また、三日以上連絡が取れない等の場合には、民間警備会社等により自宅等への見回りを実施することとしております。

これらによりまして、入国後十四日間の健康状態の確認と自宅等待機を徹底する体制を構築し、

国内の感染拡大防止を図っていくこととしております。

水際対策につきましては、関係省庁が連携し、機動的に実施してきたところではございますが、今後とも国内外の感染状況などを見極めつつ、政府全体として必要な対応を講じてまいりたいと考えております。

○階委員 正直言って、これまでの水際対策、今、ビデオ通話というお話も出ましたけれども、非常にビデオ通話をする範囲が狭いという問題とか、警備員の見回りも、まだやっていないでしょう、これからやる話でしょう。全然駄目ですよ。これじゃ感染は防げないですよ。

そこで、これからまた新しい変異株、インド辺りで大変な、今度、重症化するとかワクチンが効かないとかいろいろ言われていますけれども、もうこれ以上変異株が流入しないように、入国してからのしつかりとした監視体制、構築してください。よろしく願います。

もうだんだん時間がなくなってきたので次の質問に行きますけれども、これから入管法の改正案の審査に入っていきますけれども、名古屋入管で三月に亡くなったスリランカ女性、この方について、いまだに、死亡事案であるにもかかわらず、死因が判明していない。これはどういうことなのか。なぜいまだに死因がはっきりしないのか。これは法案審査する大前提ですよ。今の入管がどういうことになっているのか、これを分かった上で、長期収容の問題点などを把握して、改善策を議論すべきじゃないですか。死因が解明されて

いない段階で法案審査なんかできるわけないでしょう。どうして遅れているんですか。大臣、お答えください。

○上川国務大臣 今般の死亡事案につきましては、死亡解剖を実施した解剖医によりまして鑑定が継続中でございます。現時点で死因の判明には至っていないと聞いていますのでございます。

一般論として、鑑定におきましては、病的な検査を行って、その結果を踏まえるなどの必要性から、一定の時間を要する場合もあり得るところでございます。

現時点でございますが、出入国在留管理庁として、鑑定によりまして死因が判明する時期、このことも含めまして確認ができていないと承知をしているところでございます。

○階委員 全く何か人ごとのような、問題意識の感じられない答弁でしたけれども。

これは、八ページ目、九ページ目に中間報告の概要部分をコピーしてつけましたけれども、一月ぐらいから健康状態がかなり悪化していたわけですね。これを放置してきたという疑いがあります。先日もニュースなどで私も拝見しましたけれども、点滴を打ちたいと言っていたにもかかわらず、一切応じていなかったというようなこともあったようです。こうしたことは把握されていますか、大臣。

○上川国務大臣 今回は、医療体制も含めまして、当該亡くなられた方の状況、体調も含めまして、どのような状況になっているのかということについて、第三者を交えての調査を尽くした上で、今、

中間報告という形で取りまとめているところでございます。また、第三者からの御意見がございまして、その辺のいろいろな意見がございまして、それも含めまして、事実関係については調査も更に加えているところでございます。

中間報告でもお示したところでございますが、亡くなられた方が様々な体調不良を訴えて、また支援者の方からも健康状態を懸念する申入れがなされていたということでございます。こうした事実については事実でございます。そういう中で死亡という結果に至ったということについて重く受け止めさせていただいているところでございます。

中間報告をお出しをしたところでございますが、司法解剖の結果や第三者の方々の意見をも踏まえまして、事実関係につきましては更に調査、更に評価、検討を加えまして、可能な限り速やかに、必要な改善策を含みましての最終調査報告を取りまとめたいというふうに考えております。○階委員 時間が来ましたが、死因が解明されない以上は、ちゃんと法案審議は進みませんよ。これは法案審議の大前提ですよ。

それで、不適切な入管の中での処遇があったかもしれないということ、大臣も今お認めになっていたと思うんですが、これは本当に、これほどの事件、事故が起きているということですから、もっと当事者意識を持って迅速に、死因を国会に明らかにするようにしてください。よろしくお願います。

終わります。